

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、公益財団法人相模原市健康福祉財団及び健康福祉局福祉部地域医療課の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年1月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び財政援助団体監査

## 2 監査の実施日程

### (1) 監査委員事務局による監査手続

平成29年10月27日から平成30年1月25日まで

### (2) 監査委員による監査実施日

平成30年1月26日

## 3 監査対象

### (1) 出資団体及び財政援助団体

公益財団法人相模原市健康福祉財団(以下「健康福祉財団」という。)が行った相模原市からの出資及び財政援助に係る出納その他の事務

### (2) 市所管課

健康福祉局福祉部地域医療課が行った健康福祉財団に対する出資に係る指導に関する事務、財政援助に係る財務に関する事務

### (3) 対象年度

平成29年度

ただし、必要に応じて平成28年度以前分を対象とした。

### (4) 健康福祉財団に対する出資及び財政援助の状況

#### ア 出資

設立出捐金 1,490,000円

#### イ 財政援助

補助金名称 相模原看護専門学校運営費補助金

交付決定額 125,000,000円(平成29年度)

支出済額 114,588,000円(平成29年12月末日現在)

## 4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号

の規定に基づき次の主な着眼点を定め、監査を行った。

(1) 出資団体監査

区 分	リスク	主な着眼点
ア 出資団体	<p>(ア) 設立目的が達成できないリスク</p> <p>(イ) 出納その他の事務が適正に行われないリスク</p> <p>(ウ) 財務諸表が適正に作成されないリスク</p> <p>(エ) 経営成績及び財政状態が良好にならないリスク</p>	<p>a 設立目的(出捐目的)に沿った事業運営が行われているか。</p> <p>b 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。</p> <p>c 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。</p> <p>d 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。</p> <p>e 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。</p> <p>f 財務諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>g 事業成績及び財政状況は適正に財務諸表等に表示されているか。</p> <p>h 経営成績及び財政状態は良好か。</p> <p>i 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。</p> <p>j 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。</p>

イ 市所管課	<p>(ア) 出資団体の経営成績及び財政状態が把握されないリスク</p> <p>(イ) 出資による権利の行使が適切に行われないリスク</p>	<p>a 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p> <p>b 出資による権利は市有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。</p> <p>c 出資者としての権利行使は適切に行われているか。</p>
--------	--	--

(2) 財政援助団体監査

区 分	リスク	主な着眼点
ア 財政援助団体	<p>(ア) 補助金の申請及び報告が適正に行われないリスク</p> <p>(イ) 補助金に係る出納事務が適正に行われないリスク</p> <p>(ウ) 補助金が交付対象事業に適切に充当されないリスク</p>	<p>a 事業計画書、予算書及び財務諸表等と、所管部局へ提出した補助金関係書類は符合するか。</p> <p>b 補助金交付申請書の提出、補助金の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>c 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>d 補助金に係る収支の会計経理は適正か。</p> <p>e 会計処理上の責任体制は確立されているか。</p> <p>f 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> <p>g 補助金の実績報告書の内容は実績を十分把握できるか。また、提出時期は適切か。</p> <p>h 事業は、計画及び交付条件に従</p>

		って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が交付対象事業以外に流用されていないか。
イ 市所管課	<p>(ア) 補助金の交付目的が達成できないリスク</p> <p>(イ) 補助金の交付決定、算定及び支出が適正に行われないうリスク</p>	<p>a 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</p> <p>b 補助金に関する交付条件の内容は適切か。</p> <p>c 補助金の決定は法令等に適合しているか。</p> <p>d 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。</p> <p>e 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。</p> <p>f 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。</p>

## 5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、健康福祉財団及び地域医療課に次の方法を用いて調査を実施した。なお、調査に当たっては公認会計士の専門的知見を活用した。

### (1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 健康福祉財団 定款、財務諸表、総勘定元帳、契約書 等

イ 地域医療課 補助金交付決定通知書、支出負担行為書、実績報告書 等

### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

### (3) 現地調査

平成29年11月21日に健康福祉財団において、現金等の管理状況について調査を実施した。

(4) ヒアリング

健康福祉財団事務局長及び地域医療課長に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

## 6 健康福祉財団の概要

(1) 設立目的(公益財団法人相模原市健康福祉財団定款第3条)

相模原市、社団法人相模原市医師会、社団法人相模原市病院協会及び社団法人神奈川県看護協会との連携及び協調のもとに、看護師及び他の医療従事者の養成並びに研修に関する事業を行うことにより、相模原市の医療供給体制の充実に努め、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(2) 基本財産

3,000,000円(うち市出捐金1,490,000円)

(3) 相模原看護専門学校の概要

ア 所在地

相模原市南区新磯野4丁目1番1号

イ 設置根拠

学校教育法(昭和22年法律第26号)

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)

ウ 学科及び修業年限

看護学科(3年課程・全日制)、修業年限3年

エ 定員及び在籍者数(平成29年12月1日現在)

定員200名、在籍者数198名

(学年毎の内訳)

1学年 定員80名、在籍者数82名

2学年 定員80名、在籍者数79名

3学年 定員40名、在籍者数37名

(4) 決算状況

平成28年度及び平成27年度の決算の状況は次のとおりである。

ア 事業成績

平成28年度及び平成27年度の比較正味財産増減計算書は表1のとおりである。(なお、文中で用いる金額は万円未満を切り捨てた。)

表1 比較正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	平成28年度	平成27年度	増減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	285,642,506	223,657,385	61,985,121
(2) 経常費用	249,637,898	223,671,890	25,966,008
事業費	247,740,269	221,873,443	25,866,826
管理費	1,897,629	1,798,447	99,182
当期経常増減額	36,004,608	14,505	36,019,113
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	26,556	0	26,556
(2) 経常外費用	1	499,227	499,226
当期経常外増減額	26,555	499,227	525,782
当期一般正味財産増減額	36,031,163	513,732	36,544,895
一般正味財産期首残高	110,253,584	110,767,316	513,732
一般正味財産期末残高	146,284,747	110,253,584	36,031,163
指定正味財産増減の部			
1 受取寄付金	0	0	0
2 基本財産運用益	28	577	549
3 一般正味財産への振替額	28	577	549
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	13,000,000	13,000,000	0
指定正味財産期末残高	13,000,000	13,000,000	0
正味財産期末残高	159,284,747	123,253,584	36,031,163

平成28年度における事業成績は、経常収益2億8,564万円、経常費用2億4,963万円となっている。経常外収益及び経常外費用を加減した当期一般正味財産増減額は3,603万円で、その結果、一般正

味財産期末残高は1億4,628万円である。

指定正味財産は、基本財産運用益同額を一般正味財産への振替額として  
いるため、当期指定正味財産増減額はなく、その結果、指定正味財産期  
末残高は平成27年度と同額の1,300万円である。

一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高は、1億  
5,928万円である。

#### イ 収益性

収益性に関する主な指標の状況は表2とおりである。

表2 収益性に関する主な指標

項目	算式	平成28年度	平成27年度
総資本経常増減額率	$\frac{\text{当期経常増減額}}{\text{負債合計} + \text{正味財産合計}} \times 100$	10.8%	0.0%
総資本当期一般正味財産増減額率	$\frac{\text{当期一般正味財産増減額}}{\text{負債合計} + \text{正味財産合計}} \times 100$	10.8%	0.2%
自己資本当期一般正味財産増減額率	$\frac{\text{当期一般正味財産増減額}}{\text{正味財産合計}} \times 100$	22.6%	0.4%

小数点第2位を四捨五入した。

これらの比率は、一般に、どれだけの利益や財産の増加があったかを示した指標で、比率が高いほど、利益があり財産の増加に貢献したことを示している。

ただし、公益法人は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)第5条第6号において、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えてはならないと決められているため(収支相償)、これらの比率は0に近いことが望ましい。

平成28年度は、定員の拡大に伴い経常費用が増加しているものの、事業収益及び補助金収入などの経常収益の方がより増加したことにより、平成27年度と比べ比率が高くなっている。

#### ウ 財政状態

平成28年度末及び平成27年度末の比較貸借対照表は表3のとおりであ



る。

表3 比較貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成28年度末	平成27年度末	増 減
資産の部			
1 流動資産	58,631,605	51,375,835	7,255,770
2 固定資産	275,209,752	255,260,281	19,949,471
資産合計	333,841,357	306,636,116	27,205,241
負債の部			
1 流動負債	166,172,450	174,971,816	8,799,366
2 固定負債	8,384,160	8,410,716	26,556
負債合計	174,556,610	183,382,532	8,825,922
正味財産の部			
1 指定正味財産	13,000,000	13,000,000	0
2 一般正味財産	146,284,747	110,253,584	36,031,163
正味財産合計	159,284,747	123,253,584	36,031,163

平成28年度末における財政状態は、資産の部3億3,384万円、負債の部1億7,455万円、正味財産の部1億5,928万円である。

平成28年度と平成27年度を比較すると、資産の部は図書及び視聴覚資料が減少した反面、定員拡大等準備資金積立資産(資産取得資金)、預金及び貸与金(短期・長期)が増加したことにより2,720万円増加している。また、負債の部はリース負債が増加した反面、未払金が減少したことにより882万円減少している。

正味財産の部の増減については、6ページの表1のとおりである。

## エ 安全性

安全性に関する主な指標の状況は表4のとおりである。

表4 安全性に関する主な指標

項目	算式	平成28年度末	平成27年度末
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	35.3%	29.4%
固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{正味財産合計}} \times 100$	172.8%	207.1%
借入金依存率	$\frac{\text{借入金}}{\text{資産合計}} \times 100$		
自己資本比率	$\frac{\text{正味財産合計}}{\text{負債合計} + \text{正味財産合計}} \times 100$	47.7%	40.2%

小数点第2位を四捨五入した。

(ア) 流動比率

短期的な負債を支払う資金がどの程度あるかを示す指標であり、比率が高いほど短期的な支払能力が高いことを示している。平成28年度は35.3パーセントで、前年度に比べ5.9ポイント上昇している。

(イ) 固定比率

事業活動に長期的に使用される固定資産が、どの程度返済義務のない資金で賄われているかを示す指標であり、一般的に100パーセント以下であることが望ましいとされている。平成28年度は172.8パーセントで、前年度に比べ34.3ポイント低下している。

(ウ) 借入金依存率

資産に占める借入金の割合を示す指標であり、比率が高いほど財務の健全性は低いとみなされる。平成28年度、平成27年度とも借入金はない。

(エ) 自己資本比率

事業活動に使用している資金総額が、どの程度返済義務のない資金で賄われているかを示し、資本構成から安全性を確認する指標である。比率が高いほど財政状態は安定していることを示している。平成28年度は47.7パーセントで、前年度に比べ7.5ポイント上昇している。

## 7 監査の結果

健康福祉財団が行った市からの出資及び財政援助に係る出納その他の事務並びに地域医療課が行った健康福祉財団に対する出資に係る指導に関する事務及び財政援助に係る財務に関する事務については、次の指摘事項及び注意事項を除き、おおむね良好と認められた。

### (1) 指摘事項

ア 健康福祉財団が作成した財務諸表等を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 公益法人会計に関する一般的、標準的な基準である「公益法人会計基準」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)では、財産目録はすべての資産及び負債につき、名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものとされているが、平成28年度の財産目録には数量や使用目的が記載されていないかった。

(イ) 公益法人会計基準の適用に当たって必要となる事項について定めた「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)では、附属明細書の「引当金の明細」には、当期増加額と減少額を相殺せずにそれぞれ総額を記載することとされているが、平成28年度の附属明細書には、退職給付引当金の明細として、退職手当の支払いに備えた増加額と退職手当の支払いに伴う減少額を相殺した額が記載されていた。

(ウ) リース取引に係る会計処理について、公益法人に適用される企業会計基準である「リース取引に関する会計基準」(平成5年企業会計基準第13号)では、リース物件の取引について、所有権が借手に移転するものとそれ以外のものに分類し、会計処理することとされている。平成27年度に増築したリース校舎については、相模原看護専門学校賃貸借物件(増築校舎)契約において所有権の譲渡条項が定められており、所有権移転ファイナンス・リース取引に分類されるが、所有権移転外ファイナンス・リース取引として処理していたため、減価償却費の算定を誤っていた。

また、同基準では、リース債務について、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとされているが、平成28年度の貸借対照表において、支払期限が貸借対照表

日後1年超のリース債務である増築校舎やパソコン等が流動負債に計上されていた。

財務諸表は、公益財団法人の財政状態や事業成績を明らかにするために重要なものであり、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。

今後は、公益法人会計基準等の関係諸規程に基づき適正に事務を執行されたい。

イ 健康福祉財団の会計処理について調査したところ、公益財団法人相模原市健康福祉財団会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)では、「会計事務担当職員は、毎月末に会計記録を整理して、翌月15日までに会計責任者に提出しなければならない」と規定されているが、月末の会計記録が会計責任者へ提出されていなかった。

今後は、会計処理規程に基づき、会計責任者への毎月末の会計記録の提出について徹底されたい。

## (2) 注意事項

健康福祉財団の現金等の管理について調査したところ、次のような事例が見られた。

ア 会計処理規程では、現金は毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、正確性を期さなければならないとされているが、照合したことが確認できなかった。

イ 公益財団法人相模原市健康福祉財団会計処理規程細則において、別に定めるとされている手持現金の額及び取扱いに関する定めがなかった。

ウ 証明書発行手数料等として収納した現金を、月末まで金庫に保管し、翌月にまとめて金融機関に入金処理していた。

エ 切手や収入印紙等の金券類の管理に当たって、受払いの記録がなく、使用状況等が確認できなかった。

今後は、現金等の紛失や盗難等を未然に防止する観点から、早急に現金等の取扱いに関する要領等を整備し、現金等を適切に管理されたい。

## 8 意見

市は看護師を育成、確保し、市民の保健医療の向上を図ることを目的として、健康福祉財団に対し相模原看護専門学校運営費補助金として、平成28年度には約1億2,000万円を支出している。一方、同財団においては、自主財源の確保や安定的な法人運営に向けた財務体質の改善が求められており、中期経営計画に基づいた定員の拡大などの取組が行われ、平成28年度の当期一般正味財産増減額は約3,600万円となっている。

今後、補助金の支出に当たっては、財団の経営成績や財政状態を十分把握し、常に補助金額の妥当性について検証されたい。

また、安定的な法人運営に向けて、適切な指導監督を行われたい。